

第三百三十四号議案

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和四年六月一日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例の一部を改正する条例
東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例（平成三十年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の一条を加える。

（定義）

第三条の二 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 性的マイノリティ 性自認が出生時に判定された性と一致しない者又は性的指向が異性に限らない者をいう。
- 二 パートナーシップ関係 双方又はいずれか一方が性的マイノリティであり、互いを人生のパートナーとして、相互の人権を尊重し、日常の生活において継続的に協力し合うことを約した二者間の関係をいう。

第二章中第七条の次に次の一条を加える。

（東京都パートナーシップ宣誓制度）

第七条の二 都は、多様な性に関する都民の理解を推進するとともに、パートナーシップ関係に係る生活上の不便の軽減など、当事者が暮らしやすい環境づくりにつなげるため、東京都パートナーシップ宣誓制度を実施するものとする。

2 前項の東京都パートナーシップ宣誓制度は、知事がパートナーシップ関係にある者（双方又はいずれか一方が都の区域内において居住し、就業し、又は就学している場合に限る。）からの宣誓に係る届出を受理したことを証明する制度をいう。

3 都は、都が実施する施策等において、第一項の東京都パートナーシップ宣誓制度の趣旨を十分に尊重し、適切に対応するものとする。ただし、法令等の規定により実施する施策等においては、この限りでない。

4 前三項に定めるもののほか、東京都パートナーシップ宣誓制度に関し必要な事項は、東京都規則で定める。

附 則

1 この条例は、令和四年十一月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年十月十一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例第七条の二第二項の規定による届出及び受理は、この条例の施行の日前においても行うことができる。

(提案理由)

多様な性の理解の推進に一層取り組むため、東京都パートナーシップ宣誓制度を導入する必要がある。